大館市政だより
第四十八号
（毎月一回発行）
大館市役所
発行所秋田県大館市
編集兼発行人
田村正六

統合初の

農業委員会委員選擧！

十六日十八投票区で

□…農業委員会等に関する法律が一部改正されたことは一般に知られて…□
□…いますが、選挙について必要と思われること（六月の市政だよりに…□
□…掲載）についてお知らせしましよう。くわしいことについては、各…□
□…町内、部落ごとに行う"話しあい"（日程は六月の市政だより参照）…□
□…か、直接当委員会にお問合せ下さい。……□

一　改正された選挙に関係ある主なる事項

1、従来七つあつた農業委員会は一つに統合されたこと。但し、選挙区は現行どおり七つであること。

2、選挙による委員の定数九十一人が四十人となつたこと。

大館十二人（十五人）長木五人（十二人）上川沿三人（十五人）下川沿四人（十二人）二井田五人（十四人）真中四人（十一人）十二所七人（十二人）カッコ内は旧委員の定数です。

二　選挙権及び被選挙権

昨年十二月一日現在調製し、本年三月五日確定した農業委員会委員選挙人名簿に登録されている者は、原則として選挙権があること被選挙権については立候補の項で説明します。

三　投票区及び開票区

投票区は大館二ヶ所、十二所一ヶ所の外、各地域は一般選挙の場合と同様であること及び開票区は、現行の選挙区と同様であること

立候補届出十一日まで

四　選挙人名簿

補充選挙人名簿は作らないから、農業委員会委員選挙人名簿に登録されていない者は、たとい選挙権があつても投票することができないこと。

五、選挙期日

五、選挙期日は七月十六日に決定し、七月六日告示すること。

六、投票

六、投票は一般選挙と同様で、不在者投票、代理投票ができること。

七、開票（選挙会）

開票は、選挙会とあわせ各選挙区ごとに開くこと。開票立会人は三人以上五人以下であり、届出及び選任の方法は一般の選挙と全く同様であること。

八、候補者

立候補の届出、辞退届、立候補の制限　禁止等については、概ね市議会議員の場合と同様であること。異る点は、農業を営む者又はその親族等で選挙人名簿に登録されていない者でも、七月十六日までに満二十才に達する者は立候補できるが、立候補届出書等に一定の証明書が必要であること。但し、投票できないこと。

九、当選人

当選人となるために必要な法定得票数は次のようにして計算すること。

有効投票÷当該選挙区の委員の定数×¼以上

10、選挙運動

選挙運動は比較的自由であるが、制限を受ける点は概ね次のとおりであること

1、運動は立候補の届出の日から七月十五日までであり、事前運動や選挙当日の運動が禁止されていること。

2、選挙事務所は、候補者一人について一ヶ所。

3、選挙運動を禁止されているものは㋑選挙事務関係者㋺選管委員及び職員㋩教育者の地位利用㋥戸別訪問㋭連呼行為㋬新聞雑誌の不法利用㋣夜間の街頭演説㋠特定の建物、施設における演説等であること。

4、制限を受けないものは㋑未成年者㋺署名運動㋩人気投票の公表㋥飲食物の提供㋭自動車、拡声機の使用㋬ポスターの頒布及び掲示㋣選挙期日後の挨拶行為。

5、個人演説会はできるが会場の使用はすべて有料であること。

6、選挙運動費用の収入、支出、寄附は全く自由であり、制限額の規定がないこと。

11、その他

1、買収、利害誘導、選挙妨害、夜間街頭演説、選挙事務所の制限違反及び届出違反等について罰則が適用されること。

2、選挙の届出時間は、午前八時三十分から午後五時までであること。

3、立候補届、選挙事務所の設置届及び不在者投票の受理は七月六日からであること。

4、各届出の締切等

㋑立候補届〜七月十一日㋺選挙立会人〜七月十三日㋩選挙立会人が法定数より超えるときのくじ〜七月十四日㋥不在者投票の最終日は七月十五日午後五時まで。

不在者投票は本庁のみ

不在者投票制度は、選挙人名簿に登録されており、選挙権がありながら投票日（七月十六日）の当日、左の事由で自ら投票所に行つて投票することができない者でも、投票することができるよう途を開いた制度です。

従来、不在者投票は、釈迦内を除く各支所でもできたが、諸般の事情からこれを改め、本庁でなければできないことにしました。遠隔地の方には非常に御不便でしようし、御不満もあるでしようが何分の御理解と御諒解を願う次第です。

事由

一、公務又は一般的業務に従事中の者であるべきこと（公務員、会社員又は個人商店従業員の出張等）

二、やむを得ない用務又は事故によつて旅行又は滞在中の者であるべきこと、つまり、やむを得ない私事旅行をするとき又は交通事故、旅行先の疾病、天災等にあつたとき。

三、疾病、負傷、妊娠、産褥にあるため、歩行が著しく困難であると予想される者、即ち、選挙の当日、手術又は出産のため歩行困難であると予定される者は、予め不在者投票ができるが、七月六日（選挙期日の告示の日）には疾病のため自宅に寝ている歩行困難である者は不在者投票をすることができない（在宅投票はできない）

「歩行が著しく困難であるべき者」の不在者投票管理者は、選管委員長と指定病院（当市では公立大館病院、石田医院、労災病院の三つ）の院長であるから、指定病院に入院していない者で歩行困難な者は、選管委員会に出向かなければならないからです。

× × ×

不在者投票の手続は、かなり複雑ですので、以上の三つの事由に該当する方は七月六日から七月十五日までの十日間に、本庁に出向いて投票することになります。

市営青果卸売市場

七月一日から開設中

全農家が待望していた市営青果卸売市場が去る一日から開設されました。この市場の設置のねらいは六月市政だよりに掲載してありますが、農産物を適正に販売し、生産と消費との合理的需給調整を図ることにあり、市場設置によつてもたらされる利益は

①個別販売からおこる—へい害—がなくなり、余剰労力を他の仕事に振向けることが可能となりますので、労働の生産性が向上され、農業経営の合理化が促進されます。

②農産物の需要、供給が合理的に調整することが出来るので、価格の—平均売り—が可能となる。

③農産物の計画生産が可能になるので、畑地利用が合理化され、現金収入が増加する。

従つて今後の農業経営に大きな転機をもたらす得るので、経営の合理化を図る上において極めて重要な意義をもつております。

なお参考までに市営青果卸売市場のあらましをお知らせしましよう。

▽開設者＝大館市▽卸売人＝①農業協同組合（九組）②一定の資格をもつた業者▽開場時間＝午前五時より正午まで▽市場の場所、施設＝大館駅前木材会館向え、敷地四八八坪、せり売場四〇坪事務所一八坪▽取扱品目＝そ菜、果実、卵及びこれらの加工品▽売買の方法＝①生産者は農産物を市場に運搬し、農業協同組合へ販売を委託する②農業協同組合は、委託を受けた農産物を評価人の手によつて買出人へ—せり売り—する③売上代金は販売手数料（売上金の百分の五）を差引き即日現金支払する。

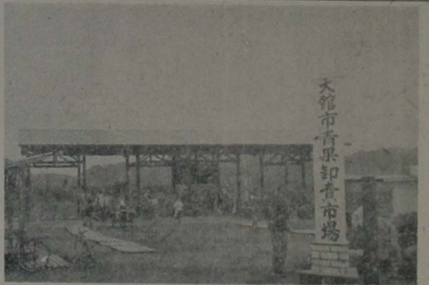

観光案内所開設！

大館驛綜合庁舎内に

観光が都市の経済に如何に大きな影響を与えるかについては、皆様がたは既に御承知のことと思います。

幸い市は国立公園十和田八幡平の秋田県玄関口に位置、湯瀬、大湯、大滝、日景温泉を周辺に抱え、観光地に恵まれていることは全国にも、その例を余りみられないものかと思いますが、三十年大館駅前の火災により大館観光案内所を焼失以来、同案内所の再建を図つて居[illegible]駅綜合庁舎内に案内所を設置することになり、去月以来業務を開始して居ります。

観光案内所の主なる事業としては

①国立公園十和田、八幡平の宣伝紹介及びこれら観光客の旅行コース等の案内②湯瀬、大湯、大滝、日景温泉等の紹介、旅館案内③大館市内観光案内、長根山シャンツェ、同公園、玉林寺、芝谷地等④天然記念物の展示、紹介秋田犬、声良鶏の展示、宣伝⑤大館観光土産品の展示

等があげられますが、案内所の仕事は観光客に対し、親切、ねんごろに市を中心とした観光地、特産品等を紹介、宣伝することにあります。

選挙の"話しあい"日程

選挙の"話しあい"は五月十三日からはじめて既に九回実施したが、予期以上の成績をおさめていることはまことによろこばしい次第です。次によつて実施したいと思いますので、多数の御参加をお願いします。

一、日程

㋑七月十二日、十五日、十八日（教育委員会の行事と併せて行う）

㋺八月十二日（下川沿）十三日（長木）十四日（釈迦内）十五日（真中）十六日（上川沿）十九日（十二所）二十日（二井田）二十一日、二十二日、二十三日（旧大館）

二、主題

①自己の自由意志で投票しましよう。

②無効投票、代理投票はなぜ多いか。

③完全な基本選挙人名簿の作成に協力しましよう。

投票所を次のとおり定めました

大館投票区	旧大館公民館
釈迦内投票区	釈迦内支所
上代野投票区	長木公民館
茂内屋敷投票区	雪沢農業協同組合
新沢投票区	長木公民館雪沢分館
上川沿投票区	上川沿支所
山館投票区	上川沿小学校
根下戸投票区	舟場部落集会所
餅田投票区	下川沿支所
川口投票区	川口小学校
片山投票区	片山小学校
二井田投票区	二井田支所
四羽出投票区	四羽出青年会館
杉沢投票区	杉沢小学校
赤石投票区	真中支所
櫃崎投票区	櫃崎会館
板沢投票区	板沢部落集会所
十二所投票区	十二所支所

市役所各課案内⑦

建　設　課

課長
吉金亮三

この欄には皆様が市役所をお尋ねになられるときの参考に市役所各課室が何処にあつて、どんな仕事を、どんな人員構成でやつているかを紹介して参りましたが、今回はその七回目、建設課についてお知らせいたしましよう。

建設課

市役所の正面玄関を入りますと左側の扉を押して中に入りますと建設課です。

建設課には計画管理係、土木係、建築係の三係で構成されその所掌事務を大別すると

▽都市計画に関することと▽土木に関することと▽道路に関することと▽建築に関することと▽失業対策事業に関することとなつていて、これらの事務を処理するため事務職員二名、技術職員十四名（課定数十八名）でこれに当つています。

次の三係の事務内容についてみますと

▽計画管理係（職員六名）

①都市計画に関すること②土地区画整理に関すること③都市施設の配置並びに調査に関すること④工事の入札及び請負契約に関すること⑤工事用資材の保管に関すること⑥街灯に関すること⑦建設業者の登録に関すること⑧自動車臨時運行許可及びその他の道路運送車輛法に関すること⑨工事に関する土地等の買収及び賠償補償に関すること⑩土地収用及び土地立入に関すること⑪失業対策事務に関すること⑫課内の庶務に関すること。

▽土木係（職員六名）

①道路、橋梁の新設及び改良工事の施行に関すること②道路、橋梁の維持管理に関すること③道路占用に関すること④道路並木に関すること⑤道路橋梁台帳に関すること⑥河川、堤防の維持管理及び工事の施行に関すること⑦用悪水路の維持管理に関すること⑧失業対策事業の施行に関すること⑨公共用地境界査定に関すること⑩その他、他係に属しない土木に関すること。

▽建築係（職員四名）

①建築工事の設計及び施行並びに監督に関すること②市有建築物の維持修繕に関すること③建築願に関すること④その他建築に関すること。

となつています。

以上申し上げました事柄についての御用事には建設課をお尋ねになればいいわけです。

課長　吉金亮三
計画管理係長事務取扱
土木係長　山本与之丞
建築係長　田村靖紀

土木係長
山本与之丞

建築係長
田村靖紀

・中高層貸付・

抽せん等がなく条件次第！

申込みは九月三十日まで

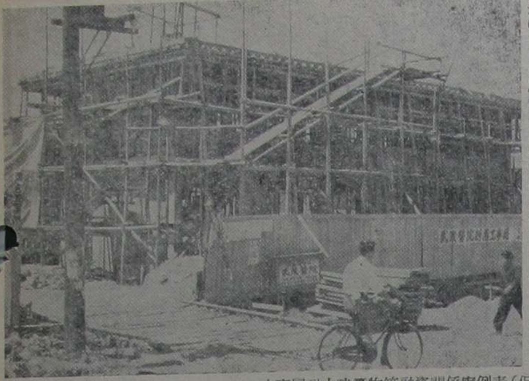

防火帯設定地

中高層耐火建築物等建設資金融資については数回にわたつて詳細な説明があり、防火建築帯内の方々は御承知の事と存じますが、申込み期間が九月卅日迄でありますけれども政府資金投融資の引締めと限られた枠内とによつて申込受付順によつて締切り期限前でも満配の際は打切りとなりますから該当者の方は積極的に申込み等を推進されますように御願い致します。

この中高層貸付は貸付期間が一〇年、金利、年六分五厘で一見有利ではありませんが、貸付期間については市長が上京関係当局へ接渉の結果三ヶ年の据置きが許可決定されましたので、罹災者　特に商店経営の方には昨年より好条件となつたわけで更に店舗事務所部分と同面積まで標準建設費五八・八〇〇〇円の七五%を借入することが出来ます

この貸付を受けた住宅部分の規模或は使用については在来の住宅金融公庫による融資を受けた住宅のように制限がありませんから建主が店舗又は事務所のみを使用して住宅は賃貸してもよいわけであります。

又店舗事務所分についてのみ中高層貸付をうけ、住宅部分（全部又は一部）については従来の三五年、年利五分五厘の資金をうけることもできるのであります中高層、貸付は抽せん等がありませんから条件が備わつて居りますと何方でも、貸付をうけられます。構造的には三階建で主要部分が耐火構造でなければなりませんが、防火建築帯内である場合には三階建を予定した二階建でもよいことになつて居ります。随つて防火建築帯外の方で中高層貸付を受けるには三階建にしなければなりません。次に表によつて中高層融資を説明申上げますから各建主方の計画と照合の上、種々の計画の資料として下さい。

この例題表は防火建築帯内に中高層を建築される場合の計算でありますが、防火帯内の部分に接続して建築される場合も融資の対象となりますから、詳細については申込みの期間関係もありますので、市役所建設課内防火建築帯促進事務所へ遠慮なく御出での上、係員に相談して、最良の条件で建築されますように希望致します。

中高層耐火建築物等融資関係実例表（但し防火建築帯内）

建築計画	坪数	計坪数 ㋑	融資額 ㋺	当初償還金 元金	当初償還金 利息	㋩ 総工費坪当 70・000	㋥ 国庫補助金	自己負担金 ㋩−㋺+㋥
1階 店舗	18,939坪	37・818坪	㋑×58・000×75%=1・640千円	13・660円	7・516円	2・651千円	549千円	462千円
2階 住宅	18・939坪							
1階 店舗	30坪	60坪	㋑×58 000×75%=2・610千円	21・750円	14・137円	4・200千円	870千円	720千円
2階 住宅	30坪							

高率補助坪100%確定

連鎖店建設が多い大町商店街

防火建築帯の造成促進も去る三月下旬以来市長始め関係者による啓蒙運動により進展し、国庫補助金の全面積に対する高率補助の確定及び中高層融資の条件緩和等と相俟つて更に急速に促進されました。国庫補助金の申請書は提出等の関係で、去る六月二十五日までで締切りましたが、来る八月十七日までに着工し年度内に竣功する予定のものは防火帯内一四三戸の中、七八戸であります。この中二戸建連鎖商店が一棟、三戸建が一棟、四戸建が五棟、五戸建が一棟の十一棟の連鎖店が大町の商店街に近代的「デザイン」による姿を表はすのも間近いことでせう。個人建の方々も間口及び工事費等の点を有利にするために種々協議中の模様でありますから、連鎖商店街が相当数になるものと思はれます。今まで設計されたもので個人建の場合と連鎖建のとの工事費の比較をして見ると設計にもよりますけれども一、二割は連鎖建の方が格安になる様です。大部分の商店の方が心配されて居られることは今着工すると年末の売出しに、店舗が使用出来るかどうかとの事ですが七月始めに着工すると十月の末には店舗が使用可能[illegible]あるとの設計者及施工業者の確答でありますから、其の点は少しも心配ありません。二階以上の内部の仕上等は、十一月、十二月の二ケ月間で充分ですから条件の良い中に早く着工されます様に願います。

建築主の実情によって補助金追加申請ができる

只今計画中の連鎖店舗を具体的に紹介申上げます。大町では越孫呉服店より佐藤食堂までの四戸、石川青果店より石黒商店までの八戸、山内時計店より釜谷薬局までの四戸連鎖店がそれぞれに実施計画が推し進められて居ります。これと併行して仲見世は三戸連鎖店が一棟、四戸連鎖店が三棟、五戸連鎖店が一棟、六戸連鎖店が二棟の計七棟連鎖店が形成され、仲見世のかもし出す雰囲気と相俟つて一段と特色のある商店街が出来上ります。既設の片町防火建築帯に加えて長倉町より大町を経て仲見世に至る大防火建築帯の完成によつて現在施工中及計画中の四階建（アパート）三棟の完成と緑地帯の設定とによつて名実共に、不燃化都市として誕生するのも間近くなりました。

昭和二十八年以来幾多の困難と障碍を乗り越えて造成して来た防火建築帯事業も今回の事業完成によつて、一応初期の目的を達することになつたのであります。尚補助金申請は一先づ締切られましたが、其の後の建築主の事情等の変化によつて早急に着工することになつた方は、其の旨申出で下されば追加申請を致し度い方針であります。最後に年度内に着工し竣功出来得る場合と、来年度以降に着工する場合とを補助の面より計算して見ますと次の表のような結果になります。

年度内に着工し竣功出来る場合と来年度以降に着工する場合との補助額比較表

建築面積	構成区分	㋑ 年度内に着工し竣功出来る場合 全面積×14・500円	㋑ 補助額	㋺ 来年度以降に着工する場合 全面積×½×10・890円	㋺ 補助額	補助差額 ㋑−㋺
30坪	1階 店舗 2階 住宅	30坪×14・500円	435・000円	30坪×½×10・890円	163・350円	271・650円
50坪	1階 店舗 2階 住宅	50坪×14・500円	725・000円	50坪×½×10・890円	272・225円	452・775円
100坪	1階 店舗 2階 住宅	100坪×14・500円	1・450・000円	100坪×½×10・890円	544・500円	905・500円
120坪	1階 店舗 2階 店舗 3階 住宅	120坪×14・500円	1・740・000円	120坪×½×10・890円	653・400円	1・086・600円

（但し㋺の場合で全面積補助か，½面積補助かは年度毎に決定されるものです。）

中小企業者共同建築

中小企業者の今後生きる道は、色々あると思はれますが中小企業者が商店街で協同精神を発揮して、互に手を取り合つて販路を拡張して行かなければ、いつの日か共倒れを招来するでありませう。特に罹災後の大館市は弘前又は秋田市の大資本による「デパート」の攻勢に圧迫されている気配が感じられますので、其の必要が一層強く叫ばれているのであります。

この協同精神の具体的な現はれが最近特に防火建築帯内に建設される共同建築による横の「デパート」構成化であります。

最近竣工を見た千葉県柏市駅前通り商店街（防火建築帯）は改造前に比し約三倍の売上げを示しているとの事ですが、それは人口の増加に因るのではなく、今まで東京に通勤する市民で上野の松坂屋で買い物をして来て居りましたのが、駅前で降りて買うようになつたに過ぎないとのことであります。

例えば石鹸一ヶ買うにしても上野の松坂屋と柏市のワラ葺屋根の商店とでは値段も品質も全然変りがないのにも拘らず、松坂屋の方がいくらかでも良く見えるのはあながち僻見のみではないようで、近代建築の百貨店に集中するのは最近の顧客の心理でありませう。今まで松坂屋で買つていた客が柏駅前に出来た素晴しい近代的共同建築の商店街に肩替りした結果が、売上げの飛躍的に増加した最も大きな原因と思はれるのであります。当市に於てもちよつとまとまつた買物が弘前の「デパート」等に吸込まれているのであります。このような現実を見せつけられてい[illegible]店街の方々達があせらざるを得なく、たまたま大町の商店街が災害によつて、これらの商店街の共同建築の造成計画にピッタリ来ますので、頓に商店街の防火建築の造成が進展している証左なのであります。

最近住宅金融公庫法の一部改正を見ました「中高層耐火建築融資制度」は、土地の高度を図ることともさることでありますが、中小企業者の助成に役立たせる目的もその一つにしていることから見ても、商店街の共同建築が一段と発展することでありませう。

ある都市の共同商店街の建築計画に各戸の壁体を抜き取り、名実共に横の「デパート」を造らうとするもののありますのは。中小企業者の考え方の深刻さを示すと共にこれこそが将来への生きる道ではないでせうか中小企業者の商店街が鞏固に団結し、建築の共同化を積極的に推進し売上げの飛躍的向上を図られ、災害の痛手を一日も速かに、克服されます様願つてやみません。

（建設課）

伝染病シーズン昆虫の退治

うつとうしい梅雨の季節が過ぎ、もう暑い夏が訪れセキリ、エキリ、腸チフス日本脳炎等の伝染時節となりました。

本年は気候の関係も手伝い一日現在でセキリ四十三腸チフス一、ヂフテリヤ十二、計五十六件の伝染病が発生して居りますので、暴飲、暴食はもとよりハエ、蚊、のみ等の昆虫がわざわいして伝染病となる可能性も充分ありますから、私達の囲りを清潔にして住み良いものにするため御互に自分の力で掃除して昆虫類を退治して病気にかからないよう、注意をうながしています。

市では市民の皆様に昆虫退治のため—ベンゾール（二合ビン入）原液、百十円—実費で薬剤の斡旋を行なつて居ります。

七月の家庭菜園

空つゆで、毎日のかん水も容易でないと思いますが、かん水には、次の事に注意すること

1 雑草をとりさること
雑草の吸う水も大変な量であるから、努めて抜き取り畦間に敷いておく

2 一回の灌水量は、坪当一斗五升以上が必要である

3 毎日やるよりも、二日置に二倍量のもの三日置に三倍量のものを土中深く滲透させ、地表をレーキ等で軽く撹拌し乾燥を防ぐ

4 日中の灌水はさけ、夕方灌水するようにする。

乾燥が続く、アブラムシが大発生するから、注意して下さい。

アブラムシは、通称（クエ）と云つており、アリの居る所には必ずアブラムシが居ると云つてもよい、このことは、アリがアブラムシから蜜をもらつているわけで、アリとアブラムシはお互に助け合つて生活をしているわけです。

ところで、このアブラムシは、茎葉に群生して、汁液を吸い、葉は上へ捲いて萎縮する。

防除には、硫酸ニコチンか、除虫菊乳剤を使う。

又、蔬菜の害虫としては、ヨトウムシ（根切虫）が上げられる。この虫は、名前の通り夜に出て加害する。

朝畠を廻つて見ると根元から、かみ切られて倒れている。甘藍の苗等を見ることがあることでしょう。こんなときは必ず根本に子供の小指ぐらいのマルマル太つた虫が居るから捕殺するようにする。

茄子、トマト、キウリ等に敷ワラをして特にキウリは、水を十分やるように。

乾燥が続いて居るが、雨が来ると次のような病気が発生するものと考へ、天気予報に注意して予防に努める

茄子、トマト、キウリのベト病や疫病にはボルドウ粉剤か又、ダイセンをかけてやる。

今月の末頃から秋蔬菜の種まきが始まるから、今から種子を準備する。

畑は、なるべく同じ種類のものを続けて作らないようにしなければいけない。

特に白菜、大根では排水のよい所で酸性の弱い所、すなわちスギナやイタドリのはえているようなところは酸性が強いから避けるか、坪当り炭カル（石灰）を三〇〇匁ぐらい施し酸性を弱めてから播きつけるように。